

随意契約理由

令和7年(2025年)5月16日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市申請管理システム クラウドサービス利用
契約内容	豊中市申請管理システム クラウドサービス利用
契約締結日	令和7年3月19日
及び契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	1,821,600円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 令和5年2月までに導入した申請管理システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発を行ったものであり、システムの著作権は同社に帰属されるため、本業務は富士フイルムシステムサービス株式会社のみしか行うことができず、随意契約を行うもの。